

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530100

研究課題名(和文) 死を契機とする財産管理と清算

研究課題名(英文) Administration and settlement of property at the death

研究代表者

松川 正毅 (Matsukawa, Tadaki)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：80190429

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：財産の管理能力が減退する老年期の問題として「後見」がある。被後見人が死亡すれば、その財産は相続人に分割帰属し承継されていき、後見人の管理行為は原則として、死をもって終了する。そして、相続が開始すれば、積極財産と消極財産は清算されることなく相続人に承継されていく。

本研究では、財産管理の一体性の観点から、死亡による財産の承継を分析し、清算機能をいかにもたらすかを研究した。また同時に、後見、遺産管理を関連性をもって行うことのできる法曹の役割についての考察を行った。そして、本研究において、死を契機とする財産移転にあたって、財産管理概念が重要であることを示した。

研究成果の概要(英文)：The adult guardianship system provides a solution to the problem of elderly persons who are incapable of managing their property. Upon the death of the ward, the guardian's duties and responsibilities end, and the ward's estate will be inherited by the heirs. After the opening of the succession, the estate is transferred to the heirs without settling its debts.

In this research I have examined, from the perspective of the unity of the administration of the estate, the succession to the estate of deceased persons and how it brings a settlement function. I have also examined the role of lawyers concerning the relationship between adult guardianship and estate administration. This research has shown the importance of the concept of administration of estate when regarding the transfer of property upon death.

研究分野：民法

キーワード：後見 相続 財産管理 遺言 遺産分割 債務の承継 相続財産の清算 法の専門職

1. 研究開始当初の背景

(1) 後見制度においては、後見人財産管理権が、被後見人の死亡によって原則として終了する。このように後見の制度は、相続法とは関連していない法制度であり、被後見人の死亡に際して、民法典の予期しない問題が明らかにされつつある状態であった。委任契約が承継されうるとして、その範囲、問題点が不明瞭な状態であった。

(2) 被相続人(被後見人)死亡に際して、遺産分割までの期間の遺産の管理に関して、わが国では法の専門家が活躍することは多くない。また、たとえ活躍する場合であっても、何をなし得るのか不明瞭な状態であった。特に、研究の対象の一つとしたものに、遺産の清算(積極財産と消極財産)を管理行為としてなし得るのかどうかという問題があった。

(3) 後見から遺産の管理まで、一連のものとして、一人の法曹によって法的なサービスを提供することが可能か不明であった。また可能として、その根拠、範囲が不明瞭な状態であった。

2. 研究の目的

(1) 財産の管理、遺産の管理という観点から、高齢者の財産管理と遺産分割を一連のものとして位置づけて分析することを第一の目的とした。そのために、後見終了時における財産管理に注目した。

(2) 相続法における「清算」的機能をもたせることが可能かどうかを明らかにすることを第二の目的とした。遺産管理から遺産分割に至る過程の理論的な研究である。

(3) 財産管理に関して、法曹の役割を比較法的に研究することを第三の目的とした。

3. 研究の方法

(1) 比較法的な手法に基づき、フランスの文献研究が基礎になっている。立法趣旨から現代の社会的な状況の分析に至るまで、法律書を分析した。特に、遺産の清算が可能かどうかについては、伝統的な解釈論が対象としており、フランス法の立法当初と、現代の法解釈学の変遷、分析が研究対象とされている資料を分析した。

(2) 後見および遺産共有状態での遺産管理について、フランス公証人間の慣行を調査研究した。法曹の役割を探求し、そのそれぞれが一連のものとしてなし得るのかを研究対象とした。主として、現地での情報を集め、それを整理し、分析を行った。

(3) 国際学会(研究集会)に参加し、日本法の状況をフランス語で発表し、本研究に関して意見を頂く機会をできる限り作った。

4. 研究成果

(1) 後見と死亡との関連性について

法理論面の研究として委任の研究を深めた。わが国では、後見における死後事務の研究として位置づけられている研究である。本研究で追求したものとして、委任契約の相続性との関連の問題である。わが国の最高裁(最判平成4年9月22日金法1358号56頁)は委任の中には、相続可能なものがあり、委任者の委任した事項は、委任者の死亡と同時に、相続人に相続する可能性が示されている。

この判決を巡って、委任の範囲の明確化が必要であり、無制限に契約の対象とすれば、遺言制度や相続の制度を狂わせてしまうことにもなりかねない。委任契約の相続性の理論的な問題として、フランス法の2006年の民法改正を研究した。フランス法の改正では、死亡によっても終了せずに承継されうる委任が民法典に新たに規定された。これによれば、この種の委任契約では、遺産の管理に関する事柄のみが、承継されることになっている。ここでは、立法の特徴として、既存の遺言法や、相続法の制度との齟齬がないように規定されている。

わが国での法理論を構築する上で、比較法的にも参考になると考えている。なお、このフランス法の特徴は、遺産の管理に関して、契約で可能とすることであるが、このことは、生前の財産管理人にもこの範囲までは委任事項として任せうることになる点に、制度の一連性(後見と遺産の管理)の観点から興味深い。本制度は、経営能力のあった被相続人が死亡した際に、相続人が必ずしも遺産の管理の能力があるとは限らず、むしろ能力のある者に管理を委ねた方がうまく行く場合があることを前提とした制度となっていることが、文献研究により分析できた。

実務の役割の研究として

フランス法では、遺産分割は伝統的に公証人によってなされている。遺産の管理は、一般的には相続人が行っている。また後見に関しては、公証人がその役割を果たすことは少ないと言われている。

死後に承継されうる委任の創設により、遺産管理の専門家が生まれてくのかどうかは不透明なところがある。

本来、遺産の分割手続きは公証人の仕事である。全相続人からの委任があれば、一人の公証人が遺産分割手続きをなす。改正法では、被相続人が契約で管理を依頼することを可能とした。ただこのような契約の当事者として、公証人は除外されていることに注意しなければならない。この考え方の持つ意味については、分析しなければならない課題として残っている。

(2) 遺産の清算に関してその理論的な研究として

理論的に相続において、わが国の民法も相続は清算を前提とすることなく承継されていく法制度として位置づけることが可能である。このことは、母法たるフランス法でも同様である。

しかしながらフランス法では、相続において遺産分割の手続の中で、遺産の清算が行われる実務傾向がある。實際上、死亡に近い債務は、相続と同時に分割帰属することは大変不便であり、それを公証人が関与することによって回避している。

理論的な観点からは、公証人が、すべての相続人の代理人となり、債務の支払いをなし、積極財産のみにして遺産分割に臨む制度である。公証人には、依頼人の利益を追求する弁護士とは異なって、裁判官のように当事者に正義を実現するものであり、伝統的にこれが可能となっている。

また、被相続人が清算を望んだ場合には、負担付き遺贈で可能となるという理論が示されている。日本法の元となったと位置づけるフランス相続法では、債務の分配は基本的にできず、当然に包括帰属するので、清算が想定できない制度である。この制度の中であって、実務では不便さを克服する努力を行ってきた。この一つとして、負担付贈与の考え方をを用いて、債務の清算を実現することが行われている。この手法の理論的な探究を行った。

実務的な研究として、公証人実務を調査研究した。すべての相続人の代理人となり、債務の清算から遺産の分割、移転登記にいたるまで、相続人がサービスを提供しており、清算という過程が、現実に実現していることを理解することができ、論文にまとめた(参照、松川正毅「相続における債務の清算と遺言」名古屋大学法政論集254号945頁、2014年)。

(3) 後見による財産管理と被後見人死亡後の遺産管理の一連性の概念について

比較法的な研究により、委任の相続性は、

管理行為に限定して認めていることが理解できた。このことは契約でなし得る事柄となっている。

委任の相続性を考える際に、相続法や遺言に関する法制度と抵触することなく、この制度を既存の法制度の中に入れこむには、その契約の可能な範囲を「管理行為」に限定することが重要であり、このことの意味が理解できた。

この理論を応用すれば、後見人がなし得る一連の任務として、後見人の財産管理から、死後の遺産管理に至まで、一人の受任者の可能なこととして、理論を構築することができる。相続法と抵触しない範囲で、被後見人の意思を、能力のあるときに指示し、それをもとに遺産管理を行うことが実現できることになる。

この遺産管理人には、公証人を除外している点の、実務上の観点からの分析は残されている。また可能な管理行為の内容の詳細な分析も残されている。

(4) 被相続人自らなす管理と処分

専門職が、財産管理を行う場合を中心に分析を試みたが、被相続人自らが、財産の管理を行うことも多い。この場合には、判断能力の低下を視座に入れて、生前に自立した管理を行おうとすれば、任意後見契約が考えられる。この制度の位置づけも試みた。

このような、自立を前提とする制度であれば、死後の遺産分割も自ら行おうとする傾向が伺われる。このような場合には、相続人間で分配がなされており、遺留分減殺請求も含めて相続人間でなされた処分の問題分析が必要となる。この問題は、遺産の管理を無視しては進むことができない。このことが明確であれば、おのずと被相続人のなし得る範囲、管理行為、清算概念を経て、遺産の明確化が導きだされることになる。この結果、被相続人は何をどこまで、相続人間で処分し、分配し得るのが理解できるようになる。

このことから、遺産管理を明確にする本研究の作業は、「遺産」の明確化の作業へと進んで行く研究となり、新しい大きな研究テーマの可能性を示している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

松川正毅、死後の事務に関する委任契約と管理行為、査読無、実践成年後見、2015年、58号 ページ数未定

松川正毅、「高齢社会における老後設計と任意後見契約の活用可能性」、査読無、家族法研究(韓国)、2015年、29巻1号111頁～128頁

松川正毅、「現代相続法の課題」、査読無、私法77号、2015年、50頁～60頁、83頁～91頁。

松川正毅、遺留分請求、査読有、ジュリスト2014年夏号、2014年、126頁131頁

松川正毅、相続における債務の清算と遺言、法政論集、査読無、2014年、254号945頁～976頁

Tadaki MATSUKAWA, IFR Mutation des normes juridiques de l' Université de Toulouse 1, 査読無、2012、1頁～11頁 (トゥールーズ大学学際研究所ホームページ掲載。

<http://ifrdroit.ut-capitole.fr/bienvenue-a-l-institut-federatif-de-recherche-en-droit-ifr--319911.kjsp>

松川正毅、成年後見の終了、実践成年後見、査読無、2011年、38号4頁～13頁

〔学会発表〕(計 3 件)

松川正毅、日本における任意後見契約と老後設計、2014年12月20日、韓国家族法学会、ソウル市、韓国

松川正毅、現代における日本における土地所有、2014年12月12日～13日、国際公証法学会、ホーチミン市(ベトナム)

松川正毅、現代相続法の課題(日本私法学会シンポジウム)、遺留分請求、日本私法学会、2014年10月12日、中央大学、東京都八王子市

〔図書〕(計 2 件)

Tadaki MATSUKAWA, Droit japonais, droit français, Quel dialogue, sous la direction de B. Jaluzot, "Indépendance ou dépendance entre générations", pp.219=226, 2014

Tadaki MATSUKAWA, LGDJ, Crise et droit, sous la direction de Monsieur le Professeur Jacques Larrieu, "Crise de la famille", 2012, pp.119-122.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

松川 正毅 (MATSUKAWA Tadaki)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号： 80190429

研究者番号：

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：